

3 インシデントに関する事項

- ・インシデント(運転事故が発生するおそれがあると認められる事態)は、平成13年10月より鉄軌道事業者から国への報告が義務付けられています。
- ・令和5年度に発生したインシデントは35件で、このうち4件(11.4%)が運輸安全委員会の調査対象¹となりました。

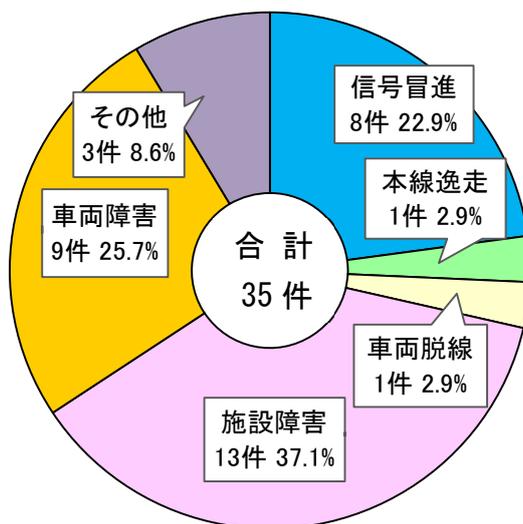


図24: インシデントの発生件数(令和5年度)

表5: インシデントの内訳(令和5年度)

	閉そく違反	信号違反	信号冒進	本線逸走	工事違反	車両脱線	施設障害	車両障害	危険物漏えい	その他	合計
令和5年度			8	1		1	13	9		3	35
参考 令和4年度		1	6	1			16	10		3	37
参考 5年平均 (R1~R5年度)	0.2	0.4	3.2	0.4	0.2	1.2	12.0	9.6		3.0	30.2

- 閉そく違反 閉そく(軌道事業においては、保安方式)の取扱いを完了しないうちに、当該閉そく区間(軌道事業においては、保安区間)を運転する目的で列車(軌道事業においては、本線路を運転する車両)が走行した事態をいう。
- 信号違反 列車の進路に支障があるにもかかわらず、当該列車に進行を指示する信号が現示された事態又は列車に進行を指示する信号を現示中に当該列車の進路が支障された事態をいう。
- 信号冒進 列車(軌道事業においては、本線路を運転する車両)が停止信号を冒進し、当該列車(車両)が本線における他の列車又は車両の進路を支障した事態をいう。
- 本線逸走 列車又は車両が本線を逸走した事態をいう。
- 工事違反 列車の運転を停止して行うべき工事又は保守の作業中に、列車が当該作業をしている区間を走行した事態をいう。
- 車両脱線 鉄道事業における車両が脱線した事態であって次に掲げるものをいう。
イ 本線において車両が脱線したもの
ロ 側線において車両が脱線し、本線を支障したもの
ハ 側線において車両が脱線したものであって、側線に特有の設備又は取扱い以外に原因があると認められるもの
- 施設障害 鉄道線路、運転保安設備等に列車の運転の安全に支障を及ぼす故障、損傷、破壊等が生じた事態をいう。
- 車両障害 車両の走行装置、ブレーキ装置、電気装置、連結装置、運転保安設備等に列車(軌道事業においては、本線路を運転する車両)の運転の安全に支障を及ぼす故障、損傷、破壊等が生じた事態をいう。
- 危険物漏えい 列車又は車両から危険品、火薬類等が著しく漏えいした事態をいう。
- その他 前述に掲げる事態に準ずる事態をいう。

¹ 運輸安全委員会では、鉄道重大インシデント(鉄道事故の兆候)についても調査し、報告書を公表している。
(<http://www.mlit.go.jp/jtsb/index.html>)

表6： 重大インシデントの概要

事業者	事案発生日	重大インシデントの概要	改善の概要
大井川鐵道	R5.11.28	家山駅を出発後、転てつ器付近を走行中に機関車と客車の連結器が分離し停車した。	運輸安全委員会が調査中。
一般財団法人 札幌市交通事業振興公社	R5.12.12	当該車両の運転士は、中島公園通停留場に停車中、業務連絡を行うため降車した。 降車中に、当該車両が赤信号の交差点に進入しているのを認めたため、運転士は直ちに乗車して停止させたが、約20m逸走していた。	運輸安全委員会が調査中。
熊本市	R6.1.5	交通局前停留場を出発直後、乗客から扉が開いているとの申告があったため、直ちに車両を停止させた。 当該車両に搭載されているドライブレコーダーを確認したところ、当該停留場出発時から扉が開き続けていたことが確認された。	運輸安全委員会が調査中。
熊本市	R6.2.23	段山町停留場～蔚山町停留場間を走行中、力行ができなくなり車両が停止した。運転士が車両を確認したところ中間ドアが開いていた。 当該車両に搭載されているドライブレコーダーを確認したところ、停留場間を走行中に扉が開いたことが確認された。	運輸安全委員会が調査中。